

正社員化・所得向上促進事業奨励金

★就職氷河期世代の方を正社員に転換した場合、定額を加算します！

※ 就職氷河期世代・・・令和2年4月1日時点 大卒は38歳～44歳、短大卒は36歳～44歳、高卒は35歳～44歳、
その他の学歴の場合はお問合せください。

有期雇用から正社員に転換した場合 1人当たり 10万円
無期雇用から正社員に転換した場合 1人当たり 5万円

事業の目的

山形県では、非正規雇用労働者の正社員化と、所得向上を一体的に推進し、購買力のある中間層を増やしていくため、全国に先駆け、奨励金の支給を行っています。

この奨励金は、厚生労働省（ハローワーク）のキャリアアップ助成金に上乗せして支給するものです。県内企業の皆様の積極的なご活用をお願い申し上げます。

奨励金の概要

《正社員化促進事業奨励金》

・50歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換し、6か月間継続雇用した場合に奨励金を支給します。

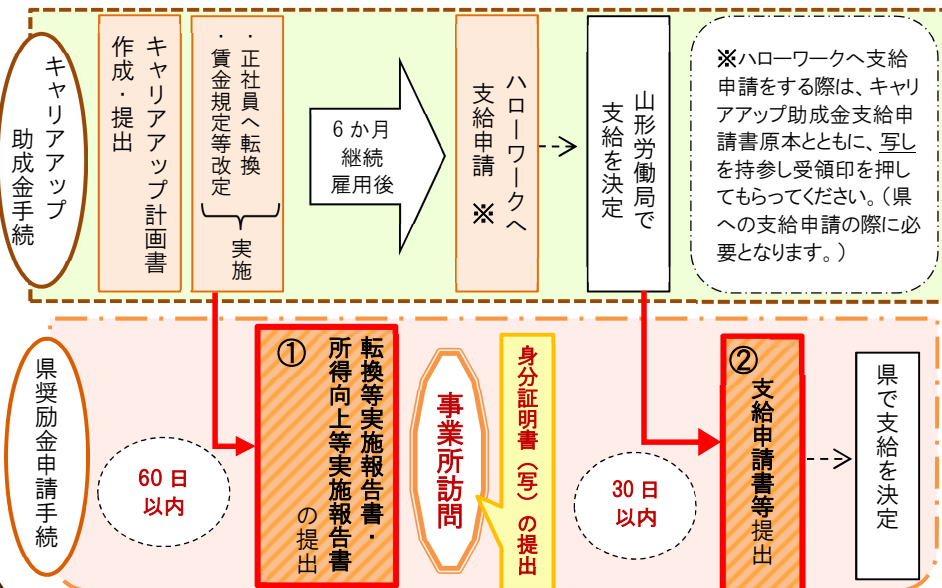
《所得向上促進事業奨励金》

・非正規雇用労働者の賃金を2%以上増額改定し6か月以上適用した場合又は正社員と共通の職務に応じた賃金規定を作成して6か月以上適用した場合に奨励金を支給します。

支給の要件

- ・厚生労働省のキャリアアップ助成金を受給されたこと（※キャリアアップ助成金には対象年齢に制限はありません）
（**取組みの実施前にキャリアアップ計画を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。**）
- ・山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること

申請の流れ



●県への提出書類

- ①正社員転換・賃金規定等改定から**60日以内**
 - ・転換等実施報告書（県様式）又は所得向上等実施報告書（県様式）
- ②山形労働局長によるキャリアアップ助成金支給決定後**30日以内**
 - ・奨励金支給申請書・誓約書（県様式）
 - ・キャリアアップ助成金支給申請書の写し（ハローワークの受理印があるもの）
 - ・キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し

※事業所訪問の際、支給対象者の運転免許証（写）等を提出していただきます。

※ 県様式については山形県ホームページからダウンロードいただけます。

県 HP トップページ

> 産業・観光・しごと

> 労働・雇用

> 事業者向け情報

> 企業の皆さまの所得向上に向けた取組みを応援します！

山形県の奨励金はこちら

[山形県 奨励金](#)

お問い合わせ窓口

【正社員化・所得向上促進事業奨励金】

山形県産業労働部雇用対策課
正社員化・働き方改革推進担当
TEL: 023-630-3245・2554

【キャリアアップ助成金】

最寄りのハローワークにお問い合わせください。

令和2年度 山形県 正社員化・所得向上促進事業奨励金支給額

★支給金額（キャリアアップ助成金については生産性の向上が認められる場合等に増額あり）

※小…小規模事業者 中…中小企業 大…大企業

R2. 4. 1 現在

正社員化促進事業奨励金

50歳未満の県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換すること。

キャリアアップ助成金 正社員化 コース	1人当たり		キャリアアップ助成金 正社員化 コース	1人当たり	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金		キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
有期→正規	中 57万円	小 40万円	中 28.5万円	小 20万円	
		中 30万円		中 15万円	
	大 42.75万円	大 10万円	大 21.375万円	大 5万円	
無期→正規	中 28.5万円	小 20万円	中 15万円	小 10万円	
		中 15万円		中 5万円	
	大 10万円	大 5万円	大 5万円	大 2.5万円	

※ 就職氷河期世代(35～44歳)には定額を加算 有期→正規 10万円/人 無期→正規 5万円/人

所得向上促進事業奨励金

①賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者(派遣労働者は除く)の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定すること。

①賃金規定等 改定コース	全ての非正規雇用労働者を対象		一部の非正規雇用労働者を対象	
	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
対象労働者数 1人～3人	中 9.5万円	小 6.5万円	中 4.75万円	小 3.25万円
		中 5万円		中 2.5万円
	大 7.125万円	大 1.5万円	大 3.325万円	大 0.75万円
対象労働者数 4人～6人	中 19万円	小 13.5万円	中 9.5万円	小 6.75万円
		中 10万円		中 5万円
	大 14.25万円	大 3.5万円	大 7.125万円	大 1.75万円
対象労働者数 7人～10人	中 28.5万円	小 20万円	中 14.25万円	小 10万円
		中 15万円		中 7.5万円
	大 19万円	大 5万円	大 9.5万円	大 2.5万円
対象労働者数 11人～100人 (1人当たり)	中 2.85万円	小 2万円	中 1.425万円	小 1万円
		中 1.5万円		中 0.75万円
	大 1.9万円	大 0.5万円	大 0.95万円	大 0.25万円

＜「一部」とは＞
雇用形態ごと
(契約社員・パート など)
職種ごと
(事務職・技能職 など)
部署ごと
(事務部門・工場部門 など)
などの合理的区分によります。

＜賃金規定等の増額改定とは＞
これまで賃金規定等がなく、
新たに作成する場合があります。

＜最低賃金との関係＞
最低賃金改正についての公示
日から発効日の前日までに行われ
た増額改定については、当該
改正最低賃金までの増額分につ
いても2%に含めることができ
ます。



②賃金規定等共通化コース

非正規雇用労働者(派遣労働者は除く)に関して、正社員と
共通の職務に応じた賃金規定等を作成すること。

②賃金規定等 共通化コース	キャリアアップ助成金 (厚生労働省)	県奨励金
	中 57万円	小 40万円 中 30万円
	大 42.75万円	大 10万円

【参考】

「小規模事業者」とは、それぞれのキャリアアップ助成金のコースで規定する中小企業事業者のうち、業種区分が「製造業その他」においては企業全体の常時雇用する労働者が20人以下、業種区分が「商業・サービス業」においては企業全体の常時雇用する労働者数が5人以下である事業者をいいます。
(正社員化促進事業・所得向上促進事業 共通)